

ウ 地下水の環境基準

| 項 目 | 基 準 値 | 測 定 方 法 |
|-----------------|---|---|
| カ ド ミ ウ ム | 0.01mg/ℓ以下 | 日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55に定める方法 |
| 全 シ ア ン | 検出されないこと。 | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法 |
| 鉛 | 0.01mg/ℓ以下 | 規格K0102の54に定める方法 |
| 六 価 ク ロ ム | 0.05mg/ℓ以下 | 規格K0102の65.2に定める方法 |
| 砒 素 | 0.01mg/ℓ以下 | 規格K0102の61.2又は61.3に定める方法 |
| 総 水 銀 | 0.0005mg/ℓ以下 | 昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法 |
| ア ル キ ル 水 銀 | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表2に掲げる方法 |
| P C B | 検出されないこと。 | 公共用水域告示付表3に掲げる方法 |
| ジ ク ロ ロ メ タ ン | 0.02mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 四 塩 化 炭 素 | 0.002mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,2-ジククロエタン | 0.004mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1-ジククロエチレン | 0.02mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| シス-1,2-ジククロエチレン | 0.04mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| 1,1,1-トリククロエタン | 1mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,1,2-トリククロエタン | 0.006mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| トリククロエチレン | 0.03mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| テトラククロエチレン | 0.01mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法 |
| 1,3-ジククロプロペン | 0.002mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 |
| チ ウ ラ ム | 0.006mg/ℓ以下 | 公共用水域告示付表4に掲げる方法 |
| シ マ ジ ン | 0.003mg/ℓ以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| チ オ ベ ン カ ル プ | 0.02mg/ℓ以下 | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベ ン ゼ ン | 0.01mg/ℓ以下 | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 |
| セ レ ン | 0.01mg/ℓ以下 | 規格K0102の67.2又は67.3に定める方法 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/ℓ以下 | 硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法 |
| ふ っ 素 | 0.8mg/ℓ以下 | 規格K0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法 |
| ほ う 素 | 1mg/ℓ以下 | 規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法 |
| 備 考 | <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> | |